

大分県報

令和七年
号外（一四）
三月二十五日

（火曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正……………一

警察本部訓令

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………一

○教育委員会規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第二号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を次のように改める。

3 所属長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合であって、同一の者を五年を超えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認しなければならない。

- 一 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
- 二 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じるおそれがないこと。
- 三 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

令和七年三月二十五日

第五号様式中「**連続する5年の範囲内で**」を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第7号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

大分県警察本部長 崎野 徹

第5条第3項を次のように改める。

3 所属長は、前項第一号の規定により公募によらないで選考を行う場合であって、同一の者を大分県警察において5年を超えて引き続き任用しようとするときは、次に掲げる要件を全て満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 当該者が現に任用されている職の職務に高い適性を有していること。
- (2) 同一の者が長く当該職に任用されることによる弊害が生じるおそれがないこと。
- (3) 当該職について公募による選考を行ったとしても人材の確保が困難な状況にあること。

第8号様式中「**連続する5年の範囲内で**」を削る。

附則

この訓令は、令和7年3月25日から施行する。

大分県報号外（教育委規則・警察本部訓令）

一